

企画競争公告

次のとおり企画競争に付します。

令和6年2月14日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 企画競争に付する事項

令和6年度納入告知書同封チラシ「協会けんぽ岡山」デザイン作成等業務委託

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「役務の提供等」でいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマークの認証を取得していること。もしくは、個人情報の適切な取扱いについて、業者独自の規約等で定めていること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められるものであること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 契約候補者の選定方法

企画書募集要項および仕様書に基づき提出された企画書及びその添付資料（以下「企画書等」という。）の内容の質及び委託費の価格を総合的に評価し、契約候補者一者を選定する。（選定は書類審査とし、後日通知する。）

4. 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時：令和6年2月14日（水）から令和6年3月6日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く
毎日 8時30分から17時00分
但し、令和6年3月6日（水）については8時30分から12時00分まで
- (2) 場所：岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル一号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781（担当 今城）
なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。

5. 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 全国健康保険協会岡山支部 FAX:086-803-5750
(契約に関すること) 企画総務グループ 今城
(仕様書等に関すること) 企画総務グループ 高辻
- (2) 受付期限 令和6年2月26日（月）12時00分まで
- (3) 回答 令和6年2月28日（水）15時00分までにFAXにて回答する。

6. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年3月6日(水) 17時00分まで
※「企画提案会参加形態連絡票」は令和6年2月28日(水)17時00分FAX受付
- (2) 提出先 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル一号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ (担当) 高辻
電話 086-803-5781
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送とする。
郵便の場合は、上記日時までに必着とする。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 全額免除
- (3) 企画書の無効
本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。
- (4) その他 詳細は企画競争説明書による

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。